

令和7年度採石業イメージアップに係る採石場見学バスツアー  
企画運營業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

令和7年度採石業イメージアップに係る採石場見学バスツアー企画運營業務委託

2 目的

採石業は、岩石や砂を採取し、道路建設などのインフラ整備に必要なコンクリート等の骨材を安定供給するなど、社会基盤整備に重要な役割を果たしている業種である。

採石場見学バスツアーを通して、県民、特に次世代を担う小学生等とその保護者に、採石業に関する理解を深めてもらい、採石業に対するイメージアップを図るとともに、採石業界の人材確保に向けた取組につなげることを目的とする。

3 委託業務の内容

- (1) バスツアーの企画及び調整
- (2) バスツアーの広報及び参加者の募集
- (3) バスツアーの実施及び当日の運営
- (4) バスツアーを活かした採石業PR動画作成
- (5) バスツアーを活かした人材確保の取組の企画

【内容の特記事項】

次の業務に必要な経費は受託者が負担すること。

- (1) バスツアーの企画及び調整
  - ・ 県内の小学生等及びその保護者を対象とした、採石場の現地見学バスツアーを企画すること。
  - ・ バスツアー参加者の参加費は無料とすること。
  - ・ 貸切バス1台程度で実施可能な参加人数（40名程度）を開催規模の目安とすること。
  - ・ バスツアーの行程には、次の見学先を設定すること。

①採石場見学

八代砕石工業株式会社 八代採取場(八代市豊原上町字河平3009番地1)

②採石業で産出された製品が役立てられている場所の見学

九州電力株式会社 大平発電所及び油谷ダム(八代市坂本町鮎尾1196番地2  
他)

見学先の都合等により上記の見学先で見学できなくなった場合は、委託者と協議のうえ、代替の見学先を設定すること。

- ・ バスツアー内容は、参加者の採石業への理解が深まり、イメージアップが図られ

るものとする。また、次の点について学習できる機会となるよう企画すること。特に、小学生等にとって理解しやすく、興味が持てる内容となるよう工夫すること。

①採石業の仕組み

②採石業が社会の中で果たしている役割

③採石業者が行っている災害防止や環境配慮のための取組み 等

- ・バスツアー実施にあたって、事前に委託者及び現地見学受け入れ先の事業者等と企画内容等について十分な調整を行うこと。
- ・実施時期は気候等を考慮し10月から11月頃を目安とし、1日間実施すること。
- ・集合地と解散地は、熊本市内で参加者の利便性の良い場所を選定すること。
- ・バス等の当日の移動手段に加え、レストラン等での食事、飲み物、ヘルメット、記念品等、必要な物品の手配を行うこと。
- ・参加申込のとりまとめ、参加者の傷害保険への加入手続、参加者への連絡等を適切に行うこと。

(2) バスツアーの広報及び参加者の募集

- ・新聞、ラジオ、折込チラシ等の広告媒体を活用した周知活動を行い、定員を満たすよう参加者を集めること。活用する媒体の種類及び内容等は受託者が企画選定すること。
- ・その他、参加者を募るための効果的な広報を行うこと。

(3) バスツアー実施及び当日の運営

- ・バスツアー当日の各種運営を行うこと。
- ・バスツアーの様子を写真及び動画で撮影すること。
- ・バスツアー終了後、参加者へアンケート調査を行うこと。
- ・参加者の安全を最優先するとともに、万が一事故等が発生した際の対応体制を整えておくこと。

(4) バスツアーを活かした採石業PR動画作成

- ・採石業が社会に果たす役割等について広く県民等に周知し、採石業に対するイメージアップが図られるような5分間程度の採石業PR用動画を作成すること。
- ・動画作成にあたっては、バスツアーで撮影した映像等を活用し作成するとともに、熊本県ホームページに掲載することを想定して、様々な年代の人にとって採石業に関する理解が深まるような内容とすること。

(5) バスツアーを活かした人材確保の取組の企画

- ・採石業界の即戦力の人材確保につながるように、高校生年代を中心とした若い世代に向けて、採石業の仕事内容や魅力を周知する取組を企画すること。

- ・取組にあたっては、バスツアーで撮影した映像等を活用するとともに、高校生等にとって「採石業界で働きたい」と感じてもらえるような内容とすること。

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月10日(火)まで

#### 5 業務執行体制

担当者及び責任者を配置すること。なお、業務内容や進捗状況について県担当者と密に協議を行うこととし、協議の際は、原則として担当者と責任者が出席すること。

#### 6 成果品

(1) 業務完了報告書(紙1部及び電子データ)を提出すること。

業務完了報告書には、実施した業務全体の概要、バスツアー実施結果等について記載するとともに、実施状況がわかる写真等を添付すること。

(2) 採石業PR用動画データを、パスワードを設定したUSBメモリ等データの取出しが可能な記録媒体により提出すること。

(3) 人材確保の取組の企画の成果品を、成果品の媒体に応じた県で加工可能な形式で提出すること。

例)パンフレット原稿のデータ、広報用動画のデータなど

#### 7 その他

(1) 成果品の著作権は熊本県に帰属する。

(2) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、情報漏洩がないよう個人情報の管理を適切に行うこと。

(3) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであり、本仕様書の解釈に疑問が生じた事項及び本仕様書に明記がない事項については、県と協議のうえ解決する。

(4) 委託期間中及び期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関して必要な報告を求め、又はその職員が日時・方法等を協議の上、受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。